

1 事業名

所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市産業振興ビジョンの推進をより効果的かつ一体的に行うため、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

所沢市産業振興ビジョン推進会議にて所沢市産業振興ビジョンの策定及び産業振興施策に関する調査及び検討を行うため、所掌事務を整理するとともに、所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例を廃止する。

3 他自治体の類似する政策等

吉川市、東京都北区において、一つの会議で産業振興に係るビジョンの策定等を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第20号 所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部を改正する条例

◎所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部改正

(設置)

第1条 所沢市産業振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)の推進に関し必要な事項について協議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市産業振興ビジョン推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) 産業振興施策に関すること。

第3条～第8条 略

(設置)

第1条 所沢市産業振興ビジョンの実現に向けて市民、産業関係団体等及び市が一体となって実施する産業振興施策の推進に関し必要な事項について協議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市産業振興ビジョン推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

第2条～第7条 略

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第4項関係)

別表第1(第2条関係)

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
農業振興地域整備促進協議会委員	日額	7,900円
産業振興ビジョン推進会議委員	日額	7,900円
略		

別表第1(第2条関係)

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
農業振興地域整備促進協議会委員	日額	7,900円
産業振興ビジョン策定委員会委員	日額	7,900円
産業振興ビジョン推進会議委員	日額	7,900円
略		